

福岡市城南区選挙管理委員会  
令和7年2月20日(木)  
午前10時00分から

1 議 題

- (1)選挙人名簿から抹消する者について (議案第3号)
- (2)選挙人名簿の登録を行う日について (議案第4号)
- (3)福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について (議案第5号)
- (4)福岡県知事選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について (議案第6号)
- (5)福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について (議案第7号)
- (6)福岡県知事選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について (議案第8号)
- (7)福岡県知事選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について (議案第9号)
- (8)福岡県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について (議案第10号)

2 その他

(1)出前授業の実施内容について

- ①中村学園女子高等学校 令和7年1月22日(水)
- ②城南小学校 令和7年1月29日(水)

(2)次回以降の委員会日程について(予定)

- 令和7年3月3日(月) 午前10時00分から
- 令和7年3月5日(水) 午前10時00分から
- 令和7年3月6日(木) 午後6時00分から
- 令和7年3月20日(木) 午後6時00分から
- 令和7年3月23日(日) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法 令…公職選挙法施行令

議題 (1)  
議案第3号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 340人      |
|   | 内訳 死亡者    | 149人      |
|   | 市外転出者     | 191人      |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 | 抹消年月日     | 令和7年2月20日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第28条の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(登録の抹消)

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) <sup><※1></sup>前条第1項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第27条(要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和7年2月1日

1 死亡者

令和7年1月31日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和6年9月30日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	61	88	149
転出者	91	100	191
計	152	188	340

議題 (2)  
議案第 4 号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和 7 年 3 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和 7 年 2 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

登録を行う日  
令和 7 年 3 月 3 日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 14 条第 1 項の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(登録)

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月<sup><※1></sup>の 1 日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日 (同日が地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日 (以下この項 (略) において「地方公共団体の休日」という。) に当たる場合 (当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の 1 日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。) には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の日」という。) に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の日以後に変更することができる。

<※1>法第 19 条第 2 項 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月 ((略) 「登録月」という。) 並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(登録日等の告示)

第 14 条 市町村の選挙管理委員会は、法第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の日以後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

## 議題 (3)

### 議案第5号

福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和7年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

郵便等をもって発送を開始する日

令和7年3月5日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定による。

---

#### ○公職選挙法施行令(抜粋)

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第53条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、<sup><※1></sup>第50条第1項、<sup><※2></sup>第2項又は<sup><※3></sup>第4項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が選挙の当日<sup><※4></sup>法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) <sup><※1></sup>第50条第1項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- (2) <sup><※2></sup>第50条第2項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、選挙人に直接に交付する。
- (3) <sup><※3></sup>第50条第4項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

#### <※1>令第50条第1項(要旨)

登録されている市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生援護施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院若しくは婦人補

導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

<※2> 令第50条第2項（要旨）

現に当該選挙の選挙権を有しないものは、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

<※3> 令第50条第4項（要旨）

不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設若しくは保護施設の長、労災リハビリテーション作業所の長、刑事施設の長、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長又は婦人補導院の長は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者更生援護施設、保護施設、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院又は婦人補導院にあるべき選挙人の依頼があつた場合においては、自ら又はその代理人によつて、これらの選挙人に代わつて、選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

<※4> 法第48条の2第1項各号（要旨）

- 1号 仕事や学校がある人、本人又は親族の冠婚葬祭がある人
- 2号 買い物や旅行・レジャーなどで、投票区外に出かける人
- 3号 病気や出産、体が不自由などにより歩行するのが困難な人
- 4号 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域(西区小呂島)に居住・滞在する人
- 5号 区外に転居している人

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

第59条の4（要旨）

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が身体に重度の障がいがあり投票日に投票に行けない選挙人に該当すると認めるときは、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

議題 (4)  
議案第6号

福岡県知事選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和7年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

交付又は郵便等をもって発送を開始する日  
令和7年3月4日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

---

○公職選挙法施行令(抜粋)  
(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

第59条の5の4

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、<sup><※1></sup>第5項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(中略)、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日<sup><※2></sup>法第48条の2第1項第1号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)、<sup><※1></sup>第5項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

<※1>令第59条の5の4第5項（要旨）

第1項<sup><※3></sup>の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、選挙の期日前3日までに、当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない。

<※2>法第48条の2第1項第1号（要旨）

仕事や学校がある人、本人又は親族の冠婚葬祭がある人

<※3>令第59条の5の4第1項（要旨）

特定国外派遣隊員は、選挙の期日前5日までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、当該特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域内で投票をしようとする旨の申出をすることができる。

議題 (5)  
議案第7号

福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定める。

令和7年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古賀 勉

福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号  
福岡市城南区選挙管理委員会事務局

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第49条の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(不在者投票)

第49条

前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

議題 (6)  
議案第 8 号

福岡県知事選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 7 年 2 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

- 1 場所 福岡市城南区鳥飼六丁目 1 番 1 号  
福岡市城南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和 7 年 3 月 6 日 午後 6 時から

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 175 条第 3 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和 30 年福岡県選挙管理委員会規程第 41 号）第 35 条第 3 項の規定による。

---

○公職選挙法（抜粋）

（投票記載所の氏名等の掲示）

第 175 条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

2 （略）

3 第 1 項の掲示の掲載の順序は、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において行うくじで定める順序による。

○選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（抜粋）

第 35 条

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第 175 条第 3 項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

議題 (7)  
議案第9号

福岡県知事選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における城南区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和7年2月20日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。  
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
  - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
  - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第2とする。  
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

---

○公職選挙法(抜粋)

(投票記載所の氏名等の掲示)

第175条

※ 議案第8号を参照

議題 (8)  
議案第 10 号

福岡県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 7 年 3 月 23 日 執行予定の福岡県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和 7 年 2 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会  
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

・ 議決及び告示 公職選挙法第 144 条の 2 の規定による。

---

○公職選挙法 (抜粋)

(ポスター掲示場)

第 144 条の 2 衆議院 (小選挙区選出) 議員、参議院 (選挙区選出) 議員又は都道府県知事選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第 143 条第 1 項第 5 号 のポスターの掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、1 投票区につき 5 箇所以上 10 箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。

3 第 1 項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第 1 項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 (略)

6 (略)

7 前各項に規定するもののほか、第 1 項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

8~10 (略)

<※1>法第143条第1項（要旨）

選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもののほかは、掲示することができない。

- 1号から4号 選挙事務所を表示するために使用するポスター類、選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター類、公職の候補者が使用するたすき類、演説会場において使用するポスター類、個人演説会告知用ポスター
- 5号 選挙運動のために使用するポスター